

玉城町告示 5 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 2 6 条第 1 項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 1 2 日

玉城町長 辻 村 修 一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
長更ごけ
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 2 年 3 月 1 2 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
経営体数  
法人 3 経営体  
個人 2 経営体  
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 農地中間管理機構の活用方針
  - ・長更ごけ地区を重点実施地区とし、将来担い手による経営農地の集約化を目指し、原則として、農地を機構に貸付ていく。
  - ・中心経営体がやも得ずして営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や受け手として新たな担い手に進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。
- 5 地域農業の将来のあり方
  - ・課題となっている狭小な農地の畦抜き等をして 1 筆の面積を拡大し耕作しやすいようにする。
  - ・地元担い手が農地を維持して行くようにする。